

学校いじめ防止基本方針

安城市立安城南中学校

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめ防止のため、次の3点を基本理念として対策を講じる。

- ①いじめは、人として許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応などに継続的に取り組む。
- ②いじめ問題への取り組みにあたっては、学校全体で組織的な取り組みを進める。とりわけ「いじめを生まない環境づくり」を心がける。未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践する。
- ③いじめられている生徒の立場に立ち、その生徒の心の痛みを親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、問題を解決する。

生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己有用感（自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識すること）をはぐくみ、仲間とともに成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、いじめ・不登校対策主任、養護教諭、特別支援教育主任、保健主事、（総括）事務長で構成し、必要に応じて、担任、スクールカウンセラー等を加える。月1回を定例会とし、いじめ事態発生時は緊急開催とする。その際は、当該学級の担任も加える。

（1）「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・定期的に「学校評価」の評価項目等の見直しや教職員を対象に「いじめ防止

の取り組みに対する評価アンケート」を実施する。

- ・「学校評価」や「いじめ防止の取り組みに対する評価アンケート」の結果をもとに実施状況の確認、検証を行い、さらなる改善策を検討していく。

(2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・年度当初に、生徒指導の会を開催し、全職員が一人一人の生徒理解の場を設ける。
- ・月1回、全職員で児童の現状や指導について情報交換し、共通理解を図る。その上で、それに対応した共通行動さらに充実した取り組みの実践を図る。

(3) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校、学年、学級だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や教育活動評価などを発信する。
- ・生徒に対して、道徳、特別活動、朝の会、帰りの会等、学校全体で、人権意識、よりよい仲間意識を高める指導を、継続的に行う。

(4) いじめ事案への対応

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体勢を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導、支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ・生徒一人一人が認められ、お互いに相手を認め合う雰囲気づくりや、規律ある学校生活が構築できるよう学校全体で取り組む。また、教育活動全般において、「耳をすまし」で、他者の思いを受け止めることの大切さを感じ得るような指導を工夫する。
- ・教員が「わかる授業」の実践を心がけ、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、活動体験を推進し、命の尊さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・情報モラル教育を推進し、生徒がネット上におけるいじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ・いじめアンケート（年3回）や「先生と話そう週間」（各年4回）を実施し

生徒の小さなサインを見逃さないようにする。また、その結果を学年会（随時）等で共通理解したうえで、いじめ・不登校対策委員会(月1回)に報告し、対策について協議する。

- ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒あるいは保護者が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門家や、警察署、児童相談所などの関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、本校のいじめ防止基本方針に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

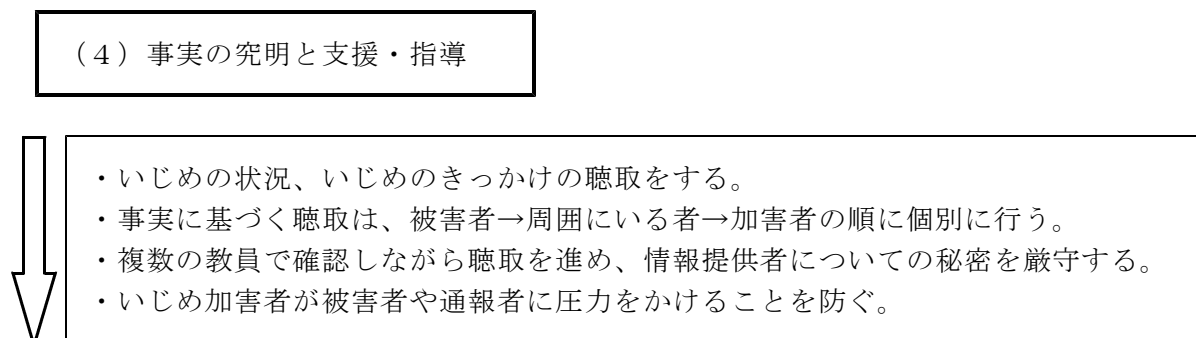
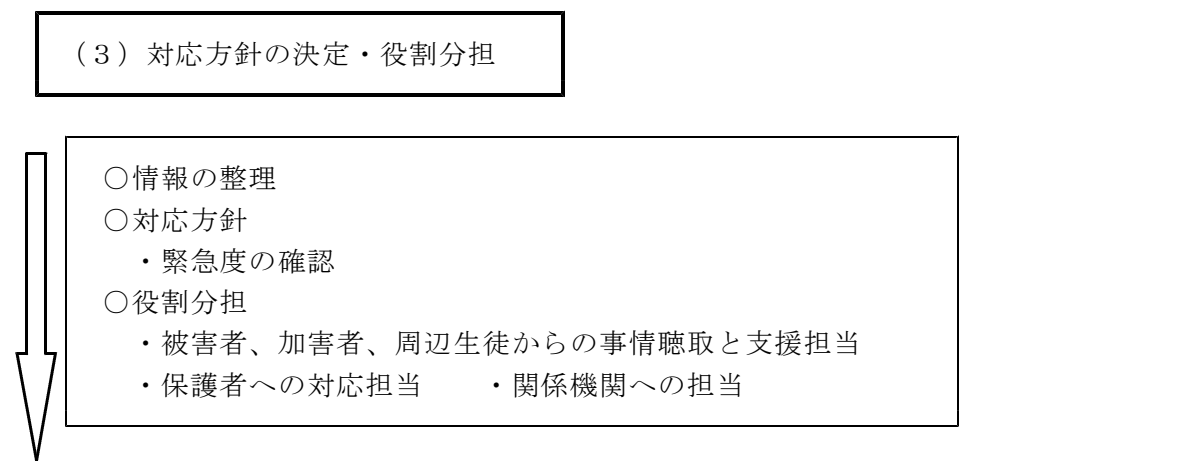
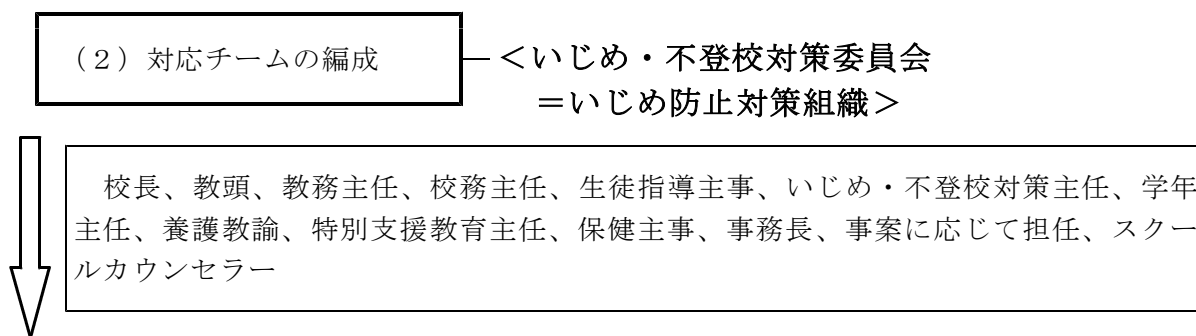
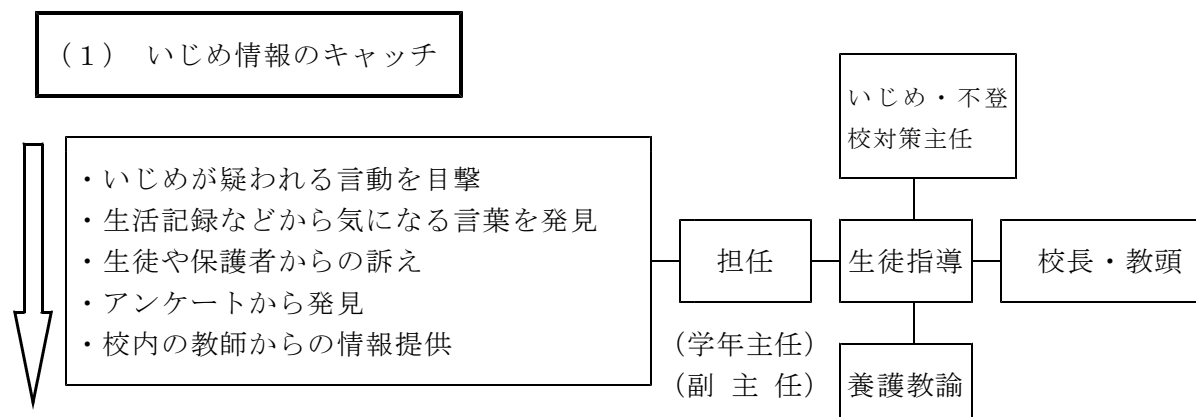
- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価(学校評価アンケートを年に2回実施（7月・12月）する。これらの結果をもとに、いじめ・不登校対策委員会できじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中のいじめ防止のために事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

いじめに対する具体的な対応の手順

(1) 発見から組織的対応の展開



(5) いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

①いじめ被害者への対応

- いじめられた生徒の話を親身になって聞く。
- 担任・学年主任・副主任を中心に、生徒が話しやすい教員も対応する。
- 学校は、いじている側を絶対に許さないことや、今後の指導の仕方について伝える。
- 生徒のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじている側の生徒との今後の関係などを具体的に指導する。
- 生活記録の点検や面談などを定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己有用感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場などの支援を行う。

②いじめ加害者への指導・対応（複数職員での対応・記録の保存）

- いじめを行った背景を把握し、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。
- 対応する教員は、中立の立場で事実確認をする。
- 被害者のつらさに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- いじめは、決して許されないことをわからせる。
- 生活記録や面談を通してよさを認め、プラスの行動に向かわせる。

③他の生徒への指導・対応

- いじめは、学級や学年集団全体の問題として対応し、いじめ問題に、教員が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめや事実を告げることは、辛い立場にある仲間を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- これからどのように行動したらよいのか考えさせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

(2) 保護者との連携

①いじめ被害者の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの生徒の様子などについて情報提供を与える。

②いじめ加害者の保護者との連携

- ・事情聴取後、家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実を確認するとともに、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と生徒の変容の様子などを伝え、指導に対する理解を求める。
- ・学校は、事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

③他の生徒の保護者との関連連携

- ・必要に応じ保護者の説明会を開き、状況を伝える。